

保険料の納付が 困難なとき



免除制度を
利用すると...

そのまま
放っておくと...



「免除制度」



第1号被保険者（任意加入者は除く）で、保険料を納めるのが困難な場合はご相談ください。保険料をより納めやすくするために、所得に応じてきめ細かく免除段階を設けています。免除段階は保険料の全額、4分の3、半額、4分の1をそれぞれ免除します。

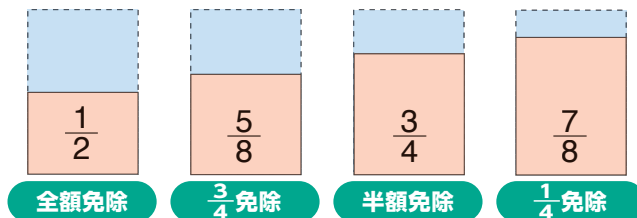
本人と配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が一定の基準額以下の場合に免除が認められます（災害、失業等で納付困難な場合、特例免除があり、公的機関発行の確認書類（21ページ参照）が必要です）。

- 免除の承認期間は7月から翌年の6月までです。
- 申請月より、2年1か月前までさかのぼって申請できます。

●納める保険料額

全額免除	$\frac{3}{4}$ 免除	半額免除	$\frac{1}{4}$ 免除
0円	4,380円	8,760円	13,130円

●保険料を納付した場合の年金額を1とすると 免除期間の老齢基礎年金額は



「納付猶予制度」



50歳未満の人には、本人と配偶者の所得が一定の基準額以下の場合、申請により保険料を後払いにすることができる「納付猶予制度」があります。学生の人には「学生納付特例制度」をご利用ください。

- 老後の年金額には追納がなければ反映されません。
- 猶予の承認期間は7月から翌年の6月までです。
- 申請月より、2年1か月前までさかのぼって申請できます。

所得審査対象者の比較



「学生納付特例制度」



学生の人には、本人の所得が一定の基準額以下の場合、在学期間中の保険料を後で納めることができる特例制度があります。

- 老後の年金額には追納がなければ反映されません。
- 特例の承認期間は4月から翌年の3月までです。
- さかのぼって(過去2年分まで) 特例申請ができます。
- 毎年申請が必要です。

※ 一部対象とならない学校もあります。

妊娠したら 「産前産後期間保険料免除制度」



出産予定日又は出産日(以下「出産日」)において、国民年金1号に加入している場合、出産日の属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

なお、多胎出産の場合6か月間免除となります。
出産予定日の6か月前から、届け出することができます。

- 免除が認められた場合、その期間は保険料を納付したものととして老齢年金の受給額に反映されます。
- 出産とは妊娠85日以上をいい、死産・流産・早産された方を含みます。
- 出産日が平成31年2月1日以降の方。

「法定免除」



以下の方は国民年金の保険料が免除されます。

- ・ 1、2級の障害年金を支給されている人
- ・ 生活保護(生活扶助)を受けている日本国籍の人
- ・ 国立ハンセン病療養所などに入所している人

- 法定免除として認められた期間は、保険料を2分の1(平成21年3月までの分は3分の1) 納付したものととして、将来の老齢基礎年金の受給額に反映されます。

保険料の追納

免除制度や納付猶予制度、学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができ、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。追納する場合、3年度目以降は当時の保険料に一定額が加算されます。

追納をご希望の方は明石年金事務所へご連絡ください。

免除などと未納ではこんなに違います！

	免除制度※1	納付猶予・ 学生納付特例	未 納
老齢基礎年金を受けるための期間	入ります	入ります	入りません
期間分の老齢基礎年金額	一部が反映されます	年金額には反映されません	年金額には反映されません
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるとき	保険料を納めたときと同じ扱いです	保険料を納めたときと同じ扱いです	受けられない場合があります
後から納めたいとき	10年以内なら納めることができます(3年度以降は一定額が加算されます)	10年以内なら納めることができます(3年度以降は一定額が加算されます)	2年を過ぎると納められません

※1 全額免除以外は免除に応じた保険料の納付が必要です。

国民年金保険料免除申請をされた方へ

- 免除の審査結果が出るまでに、2～3か月程要します。結果については、日本年金機構より通知されます。
- お手元の納付書は、審査結果が出るまで大事に保管してください。
- 既に納付された保険料は、免除が承認されてもお返しできません。(産前産後免除・法定免除を除く。)
- 保険料の口座振替を利用されている場合、審査結果が出るまで口座から保険料が引き落とされますので、お申し込みの金融機関で口座振替の解約をしてください。
- 一部免除が承認された人は、減額された納付書が届きますので、その納付書で納めてください。納め忘れると、未納扱いになりますのでご注意ください。



免除申請された方はメモしておきましょう。

【今回の申請期間は】

年 月から 年 月まで